

民間企業等における兼業に関する ヒアリング結果（概要）

令和7年2月
人事院・内閣人事局

1. 民間企業へのヒアリング実施概要

実施期間

令和6年11月～令和7年1月

実施方法

訪問・オンラインによる聞き取り調査又は書面調査

ヒアリング実施企業

大手民間企業19社

- 一定の要件を満たす場合に**従業員の兼業** (※) が認められていた企業 (15社) (※) 副業を含む。以下同じ。
- 本業への影響等の観点から、**基本的には兼業が認められていなかった企業** (4社)

【兼業を認めていない理由】

- ・ 勤務時間外は疲労回復に充ててほしい
- ・ 本業に専念してほしい 等

2. 民間企業における兼業を認める要件 ①

- **兼業を認める要件として、本業への悪影響が生じない、競業・利益相反にならない、秘密漏えいの危険がないなど、主に兼業によるリスクの発生を防ぐための要件が設定されていた。**

【兼業を認める要件に関する主な回答 (複数回答)】

- 本業の勤務や健康に悪影響がないこと (15社)
- 競業・利益相反にならないこと (15社)
- 秘密漏えいの危険がないこと (10社)
- 社の社会的信用を損なうものでないこと (10社)
- 他社に雇用される形態でないこと (8社)
- 社名・社の備品などを利用しないこと (7社)
- キャリア形成やスキルアップに資すること (3社)

2. 民間企業における兼業を認める要件 ②

- 兼業による利益相反を防止するための枠組みとして、人事部門等による審査時にチェックが行われていたほか、社外サービスを利用してリスクチェックを行う企業もあった。
- 兼業先における勤務時間について、特段の制限を設けない企業もある一方、健康管理の観点から具体的な上限等を設ける企業もあった。

【利益相反防止の枠組み】

※複数に該当する場合あり

- ・ 兼業を認める要件の1つとして「競争・利益相反とならないこと」を掲げ（15社、再掲）、人事部門や所属部門長等が要件を満たすかどうか審査

※ 審査に当たって、例えば、

- ・ 本人の所属部門だけではなく、全社の取引先でないかを確認する
- ・ 過去数年の取引先を確認するなどの取組を行っている企業があった。

- ・ 社外のサービスを利用して兼業のリスクをチェック（2社）

【兼業先における勤務時間の制限】

※複数に該当する場合あり

- ・ 制限はないが時間は報告させ把握（3社）※他社雇用型は不可
- ・ 本業における時間外労働と合算して一定時間（月45時間、月60時間、月80時間等）以内（7社）
- ・ 兼業先で一定時間以内（1社）
- ・ 深夜（22時～翌5時）は不可（1社）

【その他の要件の審査等】

- ・ 秘密漏えい防止や社会的信用の確保等その他の要件については審査において個別具体的に判断されていた。
- ・ 申請承認後の状況について報告を求め、確認している企業もあった。

3. 民間企業における兼業の範囲

- 国家公務員の兼業制度で認められ得る不動産賃貸、太陽光電気の販売等については、兼業として取り扱い個別に認める企業もあれば、個人の自由な活動として特段の制限を設けない企業もあった。

【不動産賃貸・趣味の活動等の取扱い】

<一定の場合、兼業に該当>

- ・ 一定の場合（収入が発生する場合、確定申告が必要となる場合、法人として行う場合等）には、兼業として取り扱い、申請の上、要件を満たせば認める。（態様によっては不可となることもある。）（6社）

<自由に行うことが可能>

- ・ 不動産賃貸は兼業に当たらず、自由に行うことが可能。（6社）
- ・ 不動産賃貸・ネットオークション・Youtube等は兼業に該当するが、申請不要で行うことが可能。（1社）
- ・ 趣味の活動は兼業に当たらず、自由に行うことが可能。（4社）

4. 民間企業における兼業の影響 ①

- 兼業のメリットとして、例えば、**スキルアップ・キャリア形成、自己実現、活躍分野の拡大**等に資することが挙げられた。
- 他方、兼業のデメリットとして、例えば、**健康被害、情報漏えい、利益相反等のリスク**があることが挙げられた。

【兼業のメリットに関する主な回答 (複数回答)】

- ・ スキルアップ・キャリア形成 (13社)
- ・ 自己実現 (7社)
- ・ 活躍分野の拡大 (6社)
- ・ 多様な働き方の推進 (5社)
- ・ 従業員の収入増加 (5社)
- ・ 社会への貢献 (2社)

【兼業のデメリットに関する主な回答 (複数回答)】

- ・ 健康被害のリスク (6社)
- ・ 情報漏えいのリスク (4社)
- ・ 利益相反のリスク (3社)
- ・ 会社の人手不足 (2社)
- ・ 勤務時間管理の煩雑さ (2社)
- ・ 本業より兼業に注力するリスク (2社)

4. 民間企業における兼業の影響 ②

- 兼業が人材確保に与える影響について、採用（新卒採用及び経験者採用）や離職防止に好影響が発生しているとの声があった。

【兼業が人材確保に与える影響】

- 新卒採用に好影響（6社）
- 経験者採用に好影響（5社）
 - <具体的な回答>
 - ・採用面接で副業の可否を問われることがある。
 - ・新卒採用・経験者採用とも、兼業の希望者が少なからず存在する。
 - ・様々な企業が認めている中、人材確保上も必要。
 - ・採用において、兼業ができることが決め手になることもある。
- 離職防止に好影響（4社）
 - <具体的な回答>
 - ・高スキル人材をつなぎとめる一因になっている。
 - ・（採用への影響は特に感じないが、）リテンションには効果がある。

5. 地方公共団体における兼業制度の見直し

- 地方公共団体において、近年、地域の課題に対処するための活動について兼業を認めるための制度の創設、基準の明確化等が見直しが行われている例がみられた。

	見直しの内容	主な承認条件
A県	特産品の収穫等の農作業に兼業として従事できる制度を策定	<ul style="list-style-type: none">・勤務時間外に行うこと・兼業先との利害関係がないこと・時給が一定額以下であること
B県	地域社会に貢献する活動に職員が兼業として従事できる制度を策定	<ul style="list-style-type: none">・報酬を得て行う公益性の高い社会貢献活動であること・職員の能力向上、行政サービスの品質向上に資すること・勤務時間外に行うこと・兼業先との利害関係がないこと
C市	特定の公共的活動に兼業として従事できる制度を策定	<ul style="list-style-type: none">・従事する活動の内容が一定の類型(公共交通の支援等)に該当すること
D市	地域課題の解決を目的とする活動に兼業として従事できる制度を策定	<ul style="list-style-type: none">・報酬を得て行う公益性の高い社会貢献活動であること・社会課題の解決を目的とし地域発展・活性化に寄与すること・兼業先との利害関係がないこと
E市	公益性の高い活動に職員が兼業として従事できる旨、兼業基準を明確化	<ul style="list-style-type: none">・公益性の高い活動であること・市内または近隣の自治体での活動であること・兼業先との利害関係がないこと